

## 日本大腸肛門病学会定款施行細則（抄）

### （会長の選任）

**第12条の3** 定款第40条の2第3項の規定による会長の選任については、この条の定めるところによる。

- 2 理事会は、5年ごとに、その前年9月1日における基本診療科別の評議員数等を勘案して、以後5年間の会長候補者になろうとする者の基本診療科を定めることができる。
- 3 理事会は、必要があると判断した場合には、前項で定めた会長候補者になろうとする者の基本診療科を変更することができる。
- 4 前2項に定めた基本診療科に属する評議員であつて、会長候補者になろうとする者は、理事長が定めた期日の午後5時までには到着するように、書留郵便等によって、その旨を理事長に届け出なければならない。
- 5 前項に定める届出は、所定の用紙を用いて行い、氏名、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を800字程度にまとめて記載しなければならない。
- 6 理事会は、出席した理事による会長候補者ごとの投票の結果、出席した理事の過半数の賛成を得た者を理事会の推薦者とする。ただし、会長候補者ごとの投票を行わずに、理事会決議により理事会の推薦者を決定することを妨げない。
- 7 前項の投票の結果、複数の者が理事会の推薦を受けたときは、理事会は、会長選任の社員総会に先立ち、理事会の推薦者を対象とした評議員による単記投票を行い、得票数の最も多い者を会長に選任する旨の議案を社員総会に提出する。この場合において、最多得票数同数の者が2名以上いるときは、理事会は、抽選によって、得票数の最も多い者を決定する。
- 8 次期会長が選任されている場合には、定款第40条の2第3項及び本条第4項から前項までの手続を省略することができる。

### （次期会長の選任）

**第12条の4** 次期会長の選任については、定款第40条の2第3項及び前条の規定を準用する。

- 2 次々期会長が選任されている場合には、前項の手続を省略することができる。

### （次々期会長の選任）

**第12条の5** 次々期会長の選任については、定款第40条の2第3項及び前条の規定を準用する。